



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（福祉政策課）…………… 1
- 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（労働政策課）…………… 2
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課）…………… 3
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（教育庁総務課）…………… 3

規 則

- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）…………… 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 5

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則…………… 6
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令…………… 8

公布された条例のあらまし

- 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第42号）
 - 1 民生委員の定数を市町村の実情に応じた数に改めることとした。（本則）
 - 2 この条例は、平成28年12月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第43号）
 - 1 普通課程の普通職業訓練の対象者に義務教育学校を卒業した者を加えることとした。（第5条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）
 - 1 紹介がなく来院した患者の初診加算料の額を改めるとともに、他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料を定めることとした。（別表第3関係）
 - 2 この条例は、平成28年10月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）
 - 1 沖縄県立中部農林高等支援学校、沖縄県立陽明高等支援学校及び沖縄県立南風原高等支援学校の名称及び位置を定めることとした。（別表第2関係）
 - 2 この条例は、平成28年10月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第42号

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県民生委員の定数を定める条例（平成26年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

本則の表宜野湾市の項中「139人」を「141人」に改め、同表浦添市の項中「123人」を「133人」に改め、同表豊見城市の項中「87人」を「89人」に改め、同表うるま市の項中「171人」を「176人」に改め、同表大宜味村の項中「16人」を「18人」に改め、同表金武町の項中「24人」を「26人」に改め、同表読谷村の項中「62人」を「67人」に改め、同表中城村の項中「31人」を「39人」に改め、同表渡嘉敷村の項中「5人」を「3人」に改め、同表渡名喜村の項中「5人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第43号

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「中学校を卒業した者」の次に「若しくは同条に規定する義務教育学校を卒業した者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第44号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 紹介がなく来院した患者 の初診加算料	1件につき	4,320円	を
「 紹介がなく来院した患者 の初診加算料	1件につき	5,000円	に
他の医療機関を紹介する 旨の申出に応じず来院し た患者の再診加算料	1件につき	2,500円	

改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第45号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第2中

「 沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場1243番地	を
「 沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場1243番地	に
沖縄県立中部農林高等支援学校	うるま市字田場1570番地	
沖縄県立陽明高等支援学校	浦添市字大平488番地	
沖縄県立南風原高等支援学校	南風原町字津嘉山1140番地	

改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

規 則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第60号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中

「 学校名	卒業等	を
中学校	昭和・平成 年 卒業 卒業見込み 中退	
「 学校名	卒業等	に改め、同様式（表）
中学校	昭和・平成 年 卒業 卒業見込み	

注に次のように加える。

- 3 中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- 4 高等学校には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含むものとする。

第1号様式（裏）中

免 許 資 格		を

免 許 資 格			
免許資格の名称	取得年月	免許資格の名称	取得年月

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 7月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局管理規程第8号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

紹介がなく来院した患者の初診加算料	1 件につき	1 県立北部病院	3,240円	を
		2 県立中部病院	3,240円	
		3 県立南部医療センター・こども医療センター	3,240円	
		4 県立宮古病院	1,080円	
		5 県立八重山病院	1,080円	
		ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については徴収しないものとする。		

紹介がなく来院した患者の初診加算料	1 件につき	1 県立北部病院	3,240円	に
		2 県立中部病院	5,000円（歯科口腔外科 <small>くわ</small> の受診の場合にあっては、3,240円）	
		3 県立南部医療センター・こども医療センター	3,240円	
		4 県立宮古病院	1,080円	
		5 県立八重山病院	1,080円	
		ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については徴収しないものとする。		
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1 件につき	県立中部病院	2,500円（歯科口腔外科 <small>くわ</small> の受診の場合にあっては、1,500円）	
		ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については徴収しないものとする。		

改める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月29日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第9号

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条の3関係）

併設型高等学校	併設型特別支援学校
沖縄県立中部農林高等学校	沖縄県立中部農林高等支援学校
沖縄県立陽明高等学校	沖縄県立陽明高等支援学校
沖縄県立南風原高等学校	沖縄県立南風原高等支援学校
沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場	知的障害	高等部		3年	普通科	を
	中部農林高等学校分教室	うるま市字田場	知的障害	高等部		3年	普通科	
	陽明高等学校分教室	浦添市大平	知的障害	高等部		3年	普通科	
	南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科	

「	沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場	知的障害	高等部		3年	普通科	に
	沖縄県立中部農林高等支援学校	うるま市字田場	知的障害	高等部		3年	総合実務科	
	沖縄県立陽明高等支援学校	浦添市大平	知的障害	高等部		3年	総合産業科	

沖縄県立南風原高等支援学校	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	産業科
---------------	----------	------	-----	--	----	-----

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条の2関係）

併設型特別支援学校	併設型高等学校
沖縄県立中部農林高等支援学校	沖縄県立中部農林高等学校
沖縄県立陽明高等支援学校	沖縄県立陽明高等学校
沖縄県立南風原高等支援学校	沖縄県立南風原高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校	沖縄県立南部商業高等学校

（沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第3条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 全県学区の部 沖縄高等特別支援学校の項中

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	中部農林高等学校分教室にあっては、国頭地区及び中頭地区（西原町を除く。）に限る。 陽明高等学校分教室にあっては、那覇地区及び島尻地区並びに宜野湾市及び西原町に限る。 南風原高等学校分教室にあっては、那覇地区及び島尻地区並びに西原町に限る。
--	---

を

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	
--	--

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 沖縄県立沖縄高等特別支援学校の中部農林高等学校分教室、陽明高等学校分教室及び南風原高等学校分教室は、第2条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第1の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、なお存続するものとする。
- 3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立沖縄高等特別支援学校の中部農林高等学校分教室、陽明高等学校分教室及び南風原高等学校分教室の通学区域については、なお従前の例による。

沖縄県教育委員会訓令第9号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 7月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

沖縄高等特別支援学校	沖高特	を に
沖縄高等特別支援学校	沖高特	
中部農林高等支援学校	中農高支	
陽明高等支援学校	陽明高支	
南風原高等支援学校	南風原高支	

改める。

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14
---	--